

日風堂周

〈高知県立歴史民俗資料館だより・おこうふうじつ〉

第34号 1999年12月1日

方言の魅力

高知大学助教授

蕭

紅燕

土佐に来てはや三年めになるが、いっし土佐弁に魅せられている自分に気づいた。そしてついに昨年暮れから方言メール（主に電子メールだが）をはじめ、なるべく方言でものを書くようにしている。

そうこうしているうちに、新たな発見がいくつもあった。たとえば、土佐人はよく「へんしもお願いします」というが、この「へんしも」ということは、歌舞伎の台詞にもよく用いられていたという。「へんしもはやう」という台詞が13世仁左衛門のころになると、「少しもはやう」に変えられたとのこと。この事例から明らかのように、ことばというものは時代とともに変わるものである。しかし、中央から遠く離れた土佐では、古語がそのまま残っていることが多い。民俗学の父といわれた柳田国男の「方言圏論」という説は、土佐の場合はまさに当てはまるものと感じた。

この頃、若者の「ら抜き」ことばはけしからんと響（きこ）えを買われているようである。ところが、わたしは最近、土佐弁にも結構似たような現象があることに気づいた。ということは、いわゆる「ら抜き」現象は案外昔からあるか、あるいは「ら抜き」のほうが標準語より、本家本元だったのかもしれない。とすれば、「日本語が乱れている」とい

う言語学者や大人たちのご心配はあるいは杞憂（きゆう）に過ぎないかもしれない。

それから、同じことばでも、世代によって感覚が違う場合もある。土佐の人は夜、目が覚めることを「驚く」という。これは徳島の人も同じだそうである。しかし、現代の土佐人の多くは標準語と同じ感覚になってしまい、驚く＝ビックリするという意味しか知らない者が増えつつある。

ところで、この話を聞いて、わたしは非常に興味深く思った。そして考えてみた。なぜ目が覚めることを「驚く」というのか？ まず思いついたのは二十四節気のひとつ、啓蟄（けいちゅう）（ちなみに、中国では驚蟄という）である。3月5日ごろになると、冬ごもりの虫が地中からはい出ることをいう。春の気配を感じて、冬眠中の虫らはようやく長い眠りから目が覚めたから、「驚蟄」となるわけだなあと独り合点した。そうすると、人間にとつて、目が覚めることを驚くというのも当然であろう。このように、方言は非常に奥深く、日ごろ何気なく使っていることばも、その意味を深く考えると、案外面白い世界なのである。

話しかけるが、旅の巨人ともいわれたもう一人の著名な民俗学者宮本常一がおられる。かれは日本全国の僻地を歩き回り、庶民の暮らしに深い関心を

もっていた。かれは著作のなかで、生活語としての方言の魅力を熟っぽく語っていた。そして、かつて日本各地に広く見られた文化の著しい地域性に注目して、民俗事象や地域形成にとつて、この方言に負うところが大きいと指摘された。

また、千葉在住の母校の先生から聞いた話だが、上総方言の成立過程についてははっきりはわからないが、漁師は紀州から移り住んで来て、いまだに和歌山とつながりをもつ人たちがいるようである。

安房国と阿波国の「アワ」は古代でも同じ発音だったのか、とすれば「黒潮文化」でつながるか、漁業関係で似たことばがあるのか。岡正雄説では漁業は中国江南からの人々が伝来してきたとのことである。

わたしにとつて、方言とは、決して単なる愛郷心にとどまるものではない。方言を通して、いままで見えなかったもの、あるいは見逃してしまったものを再発見することにつながればと思う。また、方言をきっかけにして異文化を知ることもなる。

先人たちの生活の智慧が各地の方言に託されて、時代をこえて今日まで語り継がれてきた。わたしらはそれに時代色を添えて、さらに次世代へと受け継がれていかなければならない。そして、方言という宝庫から文化史構築のきっかけとなるような諸要素を発見し、「温故知新」（故きを温めて新しきを知る）の楽しさを大いに堪能しようではないか！

『幕藩政治と武家の装い』

―山内家史料にみる衣装をめぐる政治史―

(財)土佐山内家宝物資料館 学芸員 渡部

淳^{じゅん}

中国の史書が諸民俗の風俗、殊に服装についての情報を具に記したのは、単なる異習俗への興味からだけではなく、中華たる自国と辺境の「蛮異」との区別を明らかにするためでもあったと言われている。

華やかな衣装も、時に地域や身分・階層を可視的に序列化するための道具として利用され、かかる事象は我が国の歴史においても、抽出するのに困難ではない。

江戸時代、例えば元和二(一六一六)年の武家諸法度に「衣裳之品不可混雑事、君臣上下可為格別」と記されるごとく、將軍にとつての武家の衣装とは、君臣の別と武家序列を明らかにするための道具であった。江戸城中での着用衣服の様式と色が、位階により整然と秩序づけられていたことは周知のことである。

一方、節句や慶事の際に大名から將軍家へ献上される品々にも小袖や帷子などの衣服が多く用いられ、献上衣服

の数や種類には、位階や領知高などにより整然とした秩序があり、ここにも衣服をめぐる政治的序列が確認できる。

ところで、將軍家への献上呉服や藩主所用の高級衣服は、如何なる経路で調えられたのであろうか。(以下の引用史料は土佐山内家宝物資料館蔵「長帳」から)

●「一、御ごふく之儀毎年定期申候たご九日歳暮之ごふく者三人之呉服や衆へ当分二ちわり候て申付候、其外二被仰下候をハ大路袋や清左衛門へ申付候(中略)清左衛門儀者五分一を御請申候間御さん用候て相済申候」

●「一、御召用之御帷子御注文之通井筒屋半右衛門二念を入申付候、染出来次第第二仕立させ追付進上可仕候(後略)

一、(前略)井筒屋宗泉父子本阿弥光与両替善六鷹羽屋勘兵衛儀者御家督御拝領之刻江戸へ飛脚にて進物差上申候二付、今度右之者共二ハ綸子二卷三卷程宛被遣御事二御座候、勘兵衛二ハ

銀子式枚被遣候」

右資料は、慶長一六(一六一一)年と万治元(一六五八)年の土佐藩京都留守居の書状であるが、これらから土佐藩の呉服調達には袋屋や井筒屋といった京都の商人が深く関わっていること、袋屋などは「五分一」といった一種の請負商人としてあったこと、土佐藩は呉服商の他にも、近世初期の芸術家光悦の叔父にあたる本阿弥光与や両替善六、鷹羽屋勘兵衛といった様々な京都商人と密な関係を結んでいたことが知れる。

井筒屋宗泉に関しては寛文五(一六六五)年の三代藩主忠豊の書状に「(前略)於上方宗泉其外上手之目利見候ハハ様子とくと知可申と存候、右茶湯方之帳面準人頼母又兵衛吟味仕由二而被指越見申候」とあり、井筒屋が単なる商人でなく茶道具の目利きでもあることがうかがえる。井筒屋には土佐藩から「合力」や知行(土地)が与えられている事実もあり、土佐藩はかれら上

方商人を、単なる呉服等の物資調達商人というだけではなく、上方文化の体現者として位置づけ、時宜に応じた利用価値を期待していたのであろう。

この他に衣装入手の事例としては、元禄九(一六九六)年の御家老月番記録に「忠義様対州様御召之御羽織之内五ツ六ツ撰出シ、右之内忠義様御召白地ぬめ綸子之御羽織二猩々皮二而なた(鈍)の御紋、藤色之羅紗御羽織二御袖下しやうしやうひ(猩々緋)そきつき十八夜之月之御羽織、右二色之内可然様奉存候」とあり、「忠義様」(二代藩主)・「対州様」(三代藩主忠豊)の陣羽織が五代藩主豊房に相伝された事例も確認できる。

また、特異な事例としては、元和二(一六一六)年に土佐清水に漂着した南蛮船カピタンから二代藩主忠義へ宛てられた書状に「なんはんいしやう(南蛮衣装)大方ととのへ候て進上仕候、あまりそさう成所ハ可被成御免候」[次二御やくそく申上候めりやす三足、くつ二足、たはこ二十斤進上仕候]との一節がみられ、漂着という偶然の機会を利用して、藩主が西洋人から数々の南蛮衣装を入手した事例もある。(この事例については、企画展図録に紹介)

大名以上の着用する衣服は奢侈品である絹製品を中心としたが、幕府は庶民の衣服に対しては、麻や木綿を基本とした質素さを要求し、三代將軍家光以来頻繁に衣服統制の法令を発している。

に出された女衣服への金紗・縫・惣鹿子の禁制を受け、土佐藩では早くも月末に幕府書付の写を江戸においては山内一門の女へ、国許では「家老中并組頭役人共」へ見せ、華美な衣服の停止を命じ、更に、京都の土佐藩御用達具服商へも京都留守居を通じその旨を傳達している。

この幕府の動きに連動する形で、土佐藩でも衣服規定が成立する。例えば寛永一四（一六三七）年の家中に対して出された衣服に関する『法度』の奥書には「右之通公儀御法度被仰出候間可相守此旨者也」とあり、土佐藩では早い時期から幕府法令に準拠する形で藩内統制が行われていたことが知れるのである。更に、後に四代藩主となる豊昌から重臣に宛てた寛文八（一六六八）年の書状では、四代將軍家綱から旗本へ命じられた衣服儉約令を引用した後、「就夫御旗本中衣類も如此被仰渡候、然上者家中之面々ハ猶以儉約相守衣類等輕可仕、於不守者我等不可然候条此旨能々可令覚悟旨申聞候」と記され、旗本に対する將軍の「仰渡」を、すすんで自らの家中に適應させようとする姿勢がみえてくる。

その後、五代將軍綱吉は天和・元禄年間に衣服規定を連発し、ここに幕府の衣服統制方針が凡そ確立するのであるが、この動向が土佐藩へ大きな影響を与えたようである。

その後、二月の「中間・下女・はした」への木綿・麻布の強制、閏五月の縫・金紗着用の禁令など矢継ぎ早に出される幕府指令が、藩大目付から筆頭家老深尾氏へ渡され、深尾氏宅で「惣家老不残并諸組頭」へ申し渡され、「寺社町方郷中浦手」へも各支配を通じ触れが出されている。かかる状況の中、藩としては幕府の意向を含んだ藩独自の衣服規定の作成を企図し、水戸藩などの事例を収集し、同年六月に領内各層へ服装規定を發布したのである。その後、数度の規定改定や付加が行われるが、土佐藩における本格的な衣服規定は、幕府法令の影響を強くうけたこの天和令に始まると考えられる。

家中・町人には絹紬以下の生地が、百姓には麻・木綿生地が強制されたのであるが、かかる衣服秩序を厳守させるために、藩大目付は下横目や陸横目を昼夜巡視させた。

禁令違反者の事例を一つ紹介しよう。貞享元（一六八四）年は先の天和令の翌年であるが、九月五日の昼、陸横

目横田善兵衛は城下浦戸町で紫の綸子地に縫金紗の小袖を着た「はつ」なる女を発見、「御法度之衣類着仕候、何者二而候哉」との質問に、「はつ」は「山内勘兵衛二年奉公仕候、去月中旬二暇を取只今牢人者二而御座候」と答えた。横田は町役宮崎久右衛門・中嶋伊左衛門立ち会いにて口書を作成、「縫金紗天下御制禁之儀重々相背不屈之仕合ニ存」じ、御奉行中へ申達した。奉行並びに仕置役は、たまたま城下に出てきていた筆頭家老深尾因幡と相談の上

「御国之御法度背申迄二而無御座縫金紗天下之制禁相背候間町方准御掟過銀召置三日籠舎申付候」と言う事態になったのである。御国の法度に背いただけでなく、天下の制禁を破ったという認識は、先に見た天和三年の土佐藩服装規定が、幕府法を前提としていることを如実に物語っている。

かかる禁令を考えるに当たって注意したいのは、例えば貞享三（一六八六）年六月に幕府は「繡（ぬいとり）」の売買を条件付きで許可する法令を出しているが、それを受けた土佐藩では「御国之儀ハ前躰二相替儀無之」として、禁令を緩めることを否決している事例である。法令研究は、ややもすると禁令研究となりがちであるが、禁令の解除も視野に入れる必要があるが、また、法の理念と法の施行される現場とを比

較、その一致あるいは乖離の両面を分析していくことが求められると考える。でなければ、華やかな元禄期の町人文化や化政期における町人の奢侈状況は理解できないのではなからうか。

さて、ともかくも將軍以下百姓に至るまで整然と整備された衣服秩序は、明治四（一八七一）年の新政府による断髪服装等の自由許可令により崩壊する。早速、同年の雑誌には「散髪直垂帯刀に靴、洋服にて下駄をはく、洋服の上に羽織を着す」など、服装の混乱が報告されている。以後、文明開化政策により男の洋装が普及し、先の大戦後は女にも洋装が一般化し、維新後の服装大革命は一応の収束を迎えるのである。

以上、江戸期の服装と政治の関わりを瞥見したが、明治初期の軽犯罪法「違式註違条例」の明治九（一八七六）年の東京における違反者の筆頭が「裸体袒裼して醜体ヲナス者」二千九十一名であることに注意しておきたい。そこには絹も金紗も関係ない。かかる裸の世界と衣服の世界とを総体として捉えることが実は肝要ではないか、一つの課題として提示しておきたい。

（平成十一年九月四日の講演会の内容を）
ご本人にまとめていただきました。

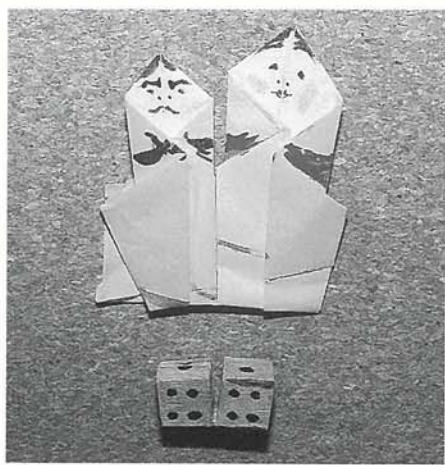
ふなだま
船霊さま

坂本 正夫

船霊は船の守り神で、海上安全と豊漁の神だといわれているが、漁師はフナダマさまと敬称で呼んでいる。

船霊は新造船を船おろし（進水）する時、大工の棟梁が帆柱と船梁の間に納めるか、帆柱を立てる立木に小さい穴をあけて納めていた。今の機械船ではブリッジのまわりへ納め、外部からは見えないようにして祀っている。

ご神体は紙人形（一对）で銭十二文とサイコロ二個、五穀を一緒に納めることが多いが、女神だから紅、鏡、白粉、櫛、髪などを添えている。なおサイコロの納め方には約束がある。たとえば室戸市浮津では南天の幹を四角に



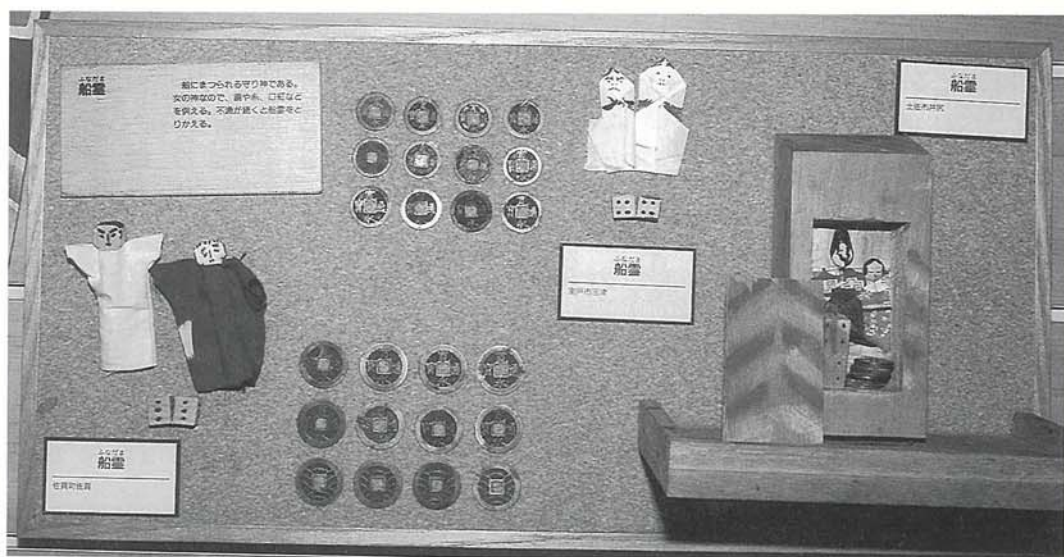
室戸市三津の船霊

切って左右二個作り、中央部には鋸目を入れ、底部を切り残したままですなかつた状態にしていた。これを縁起をかついで、「二天、地六、中（仲）いづまでも櫓権につこり、表・見回して、艫（友）よろしく」（上を向いた面を一を、床面が六、中が五、右舷と左舷が二、正面三、後ろに四の目）なるように納めていた。

船霊に対する漁師の信仰は厚く、毎日お祭りする。たとえば大方町上川口では、朝はお神酒とオフマ（潮水で洗った米）を供え、昼は沖で潮を振り掛け、晩には炊きたてのご飯を供えていた。

正月や節分、節供、彼岸、盆、神祭などには、家の神や神社にすると同じ供え物をして祭り、社寺から受けてきたお札などは船霊へも供える。

船霊には漁運のあるのと、ないのがあるというが、不漁が続いたり、よくないことがあったりすると取り替えることもあった。また漁運のある船霊がこっそり盗み取られることがあり、そのため大騒動になったことがある。と伝えられている漁村もある。



高知県内各地の船霊（当館民俗展示室）

くれたら、全部見せます…」などと唱えて船霊さまを挑発していた。

天気の良い日に和船が走っている時や、遠くまで出漁し船の中で泊まっている時などには、虫の鳴声に似た音を聞くことがあるが、漁師はこれを「船霊さまがいさみよる」といい、豊漁の予兆だといって喜んでいました。これと反対に船が遭難する時には、その宵に船霊さまがチリチリと鳴きながら船から降りる、などともいわれていました。

船霊さまは大変嫉妬深いので、通常は漁船に女が乗り込むのは御法度である。どうしても乗せなければならぬ時には、人形を抱いて乗るものだという。生理中の女性が漁船に近づくことや、女が漁道具をまたいだりするのもタブーである。

船霊さまの祀り場所は神聖な区域であるので、常に清潔にし汚したり金属類を近づけるのを嫌う。しかし女性神だから男は好きで、漁師が足をやって寝てもよいといわれている。

不漁が続くとマンナオシを行なっていた。カツオ漁では女たちが酒肴を持って乗船し、豊漁を祈願して船霊さまを祭り、歌ったり踊ったりしていた。この時、室戸市や土佐清水市などでは腰巻をちよっとめくり、「漁をさせて

元親の書状を読む

其の一
野本 亮

對雜賀湊中尔来

令相談候之条、頓而可申入之処、

于今罷過、失本意存候、抑

今度至泉州表御出勢、即

時敵一城二被責縮由、無其

隱候、東國被遊御行、弥諸

口可被差競争勿論歟、當

手淡州手段事、五搦湊中

可為答合次第候、向後每篇

御入眼所仰候、仍御太刀一腰

馬一疋令進献之候、併輕微

憚多候、猶可得貴意候、恐惶謹言

六月十八日 元親(花押)

根来寺大傳法院御惣分御沙汰所

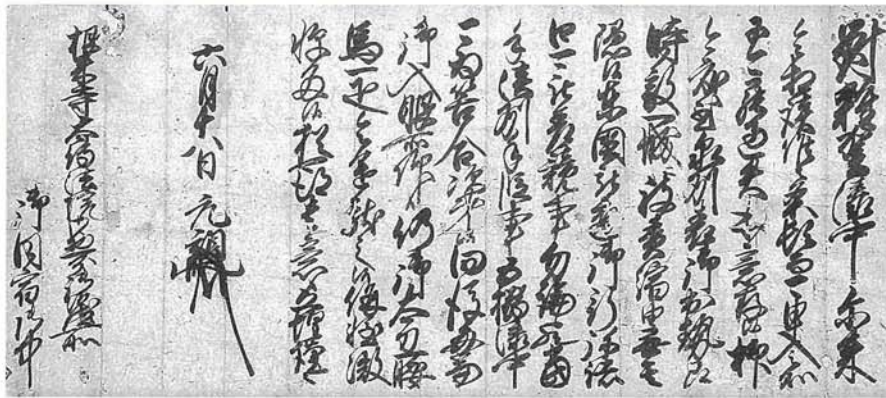
御同宿御中

註

(1) 根来寺とともに秀吉に抵抗した雑賀衆を指す。雑賀衆は天正八年頃から元親と同盟関係にあったといわれている。

(2) 織田信雄・徳川家康らを指すものと思われる。

(3) 地縁的に結びついた雑賀、十ヶ郷、杜家郷、中郷、南郷の連合体の総称。五搦組ともいう。



長宗我部元親書状 根来寺大傳法院宛 (山田良幹氏寄託) 18.5×41.5cm

本来、元親の実像を知るためには、彼の認められた書状など、一次史料を読むのが一番確実なのだが、これが存外残っていない。

筆者が、元親の書状探しを始めてからもう六年の歳月が流れたが、その間に出会った史料は僅かに三十五通である。

今回紹介する元親の書状はその中の一つで、無年号だが天正十二(二五八四)年に比定しうる重要文書で、充(宛)所は紀州(現和歌山県) 根来寺大傳法院である。

当時の根来には、根来衆と呼ばれる鉄砲放(てっぽうはな)に訓練した土豪・地侍層が多数盤踞(ばんく)していた。行人(僧兵)でもあった彼等を支配した根来寺は、戦国大名に匹敵するほどの勢力を誇っていた。

羽柴秀吉と徳川家康が覇権をかけて小牧・長久手(おがき・ながく)に対峙していたとき、家康側に呼応した根来寺は秀吉の後方攪乱を画策した。これは四国平定作戦の干渉を受けたくない元親にとってまたない好機であり、早速好を通じるために本書状を送付したのである。

書状の中で元親は、根来衆などの紀州勢が泉州(現大阪府)に出撃して秀吉方の城を攻めたことを賞賛し、雑賀衆の支援を受け、土佐勢も近いうちに淡路方面に出撃する旨を告げている。また進物として太刀一腰・馬一匹を送るといった文面からは、当時の宗教勢力に対する元親の



長宗我部氏と根来・雑賀関係略地図

外交姿勢を読みとることができる。

本史料は天地・袖奥ともに裁断されているが、墨色、筆勢、料紙ともに申し分なく、典型的な元親書状の原本である。

通常、戦国武将の花押は偽造防止のため変化してゆくことが多いが、元親の場合は一貫して変わることがなかった。ただし、署名「元親」の「親」の字の下半分に重ねて書かれた花押のうち、右斜下に向かって引かれた線の長さが年代によって微妙に変化する特徴があり、本状のように五・五cmもの長さを持つものは、管見では天正期後半に顕著である。折目は縦に十五ほど確認できるが、中央部の山折の汚れや、充所右上にある「謹上」の墨跡の一部が日付上にも付着していることからみて、堅紙折の基本パターンとは異なる折り方をしているのかもしれない。

このように、元親書状の形態や書札礼についてはまだ不明な点が多く、今後より一層の原本の発見が必要となる。

土佐路の秋祭りを訪ねて

梅野 光興

当館では毎年三〜四回、「史跡めぐり」という催しを開いている。そのうち一回が祭りや民俗芸能をテーマにした内容で、これまで、秋葉祭、津野山神楽、佐喜浜の俄にわかと暴れ獅子、お弓祭、池川神楽、名野川神楽、興津の神事、御田祭、神輿洗いときて、先日終了した須崎市大谷の花取り踊りで早十回目となる。

という思いからきている。

もちろん同じ人がいつも行くわけではないから、一度史跡めぐりで取り上げた祭りに行きたいという声もある。しかし、県内には実に多くの祭りがあるのだから、できるだけいろいろな祭りを紹介したいという気持ちの方が強く、いまだ繰り返しがないように企画している。

九年間同じ所へ行っていないのがひとつのこだわりで、これができるだけ多くの村の祭りを県民に見せたい、と

とは言うものの、実際「史跡めぐり」という枠のもつ制約もあって、どの祭りに行くかは毎回悩むところである。



早朝、女神を乗せた神輿が男神に会うため、四万十川をさかのぼる。(中村市不破八幡宮・神様の結婚式、99.10.10)

たとえば、夜がメイソンの祭り（本来夜こそ神の出現する時間なのだ）となる「須崎市野見の潮ばかり」「久礼のおみこくさん」「本川神楽」などは、暗闇にうごめく竹や松明、仮面の神々がさわめて魅力的なのだが、深夜から時に夜明けに及ぶ

時間のきつさや、闇の危険性を考えると、史跡めぐり向きとは言い難いようである。

また、できるだけ多くの人を案内するという趣旨からすると、途中の道が狭くバスが通れない場合や狭い場所で行われる祭りも断念せざるを得ない。もちろん距離や時間の問題もあるし、奉納の間自体が短い場合、祭り以外の史跡見学とどう結び付けるかということも考えなければならぬ。

そのような理由で、お祭り見学の場所選びは結構悩みの種である。くわえて、勉強不足という問題もある。やはり、一度でもその祭りを見たいないと、史跡めぐりのネタになるかどうかは判断できない。そのためには、あらかじめ祭りを見ておくことが必要になる。

幸い(?) 今年秋の企画展の担当ではなかったたので、できるだけ県内を回ってみることにした。高木啓夫氏の「土佐の祭り」「土佐の芸能」を参考に、今まで行ったことのない祭りをピックアップ。役場に電話を入れて日時の確



安徳天皇の御陵の前で、京の都をしのぶ都踊りが奉納される。(仁淀村都、99.10.1)

認。本来なら事前に祭りの次第や内容の調査を行うべきだが、その余裕はない。高木氏の著作や市町村史で予習して、現場にいきなりふらつと現れる。

こうして見て回った土佐路の祭りは、さまざまに変化にさらされながらも、各地でがんばって伝え

られているとの印象をもった。酔うごとに荒れてくる「土佐町南川の百万遍」、小雨まじりの闇夜にバチバチ燃える大松明が鮮烈な「久礼のおみこくさん」、踊り手のほとんどが町外や県外から集まって来る「仁淀村都踊り」、川を渡って女神が男神に会いに来る七夕さながらの「中村市の神様の結婚式」…。そして八年ぶりに史跡めぐりで訪れた須崎市大谷では、かつての演目が欠かさず伝えられているのを知って嬉しかった。

祭りの中にその土地の歴史や風景や人間が織り込まれる。かりそのものでも、そんな出会いのきっかけ作りになれば、と改めて次の史跡めぐりの行き先を考えているところである。

本棚

遍路を歩く本

秋晴れの休日、二十四番最御崎寺から二十五番津照寺まで歩いてみました。白装束を着ているわけでもないのに、「今日は何番まで行くが。気をつけて行きよ」と、声を掛けてくれる通りすがりのおばちゃん。いつとはなく汗でしおたれていた俄遍路は、その言葉にほ

のほのと励まされたことでした。さて、遍路の本はたくさんあり、遍路に対する人々の関心の高さがそこに表れているようです。

『四国遍路の寺』（上・下 五来重著 角川書店）は、海洋宗教などの新たな視点から霊場の意味を探索的刺激的な講義録です。また、『四国遍路の民衆史』（山本和加子著 新人物往来社）は、遍路を通して民衆史を描き出しています。冒頭の著者の遍路体験記が親しみを感じさせ、遍路の世界に自然と誘われてゆきます。『四国遍路』（近藤喜博著 桜楓社）は遍路の成立に迫る古典的名著です。

遍路に出てみようと発心した方のためには、いろいろなガイドブックが

出ています。『四国八十八ヶ所巡り』（昭文社）は、札所間の距離や所要時間が記されている他、地図には徒歩と車のルートがともに示されており、歩き遍路にも便利です。「四国遍路道指南」、『四国偏礼霊場記』（教育社）は、江戸時代の遍路のガイドブックです。『霊場記』は、四国を二〇回回巡った修行者の真念が、四国に赴き、寂本が編んでいます。

空海その人の思想については、『空海の思想』（八田幸雄著 東方出版）が、難しくなりがちな教義をじっくり解きほぐしています。

美しい写真と詳細な文章で遍路を紹介する本も数々あります。最近では、『遍路の風景 空海のみち』（村上護著 吉岡功治写真 高知新聞社）が刊行されました。『四国八十八ヶ所花遍路』（溝縁ひろし 吉村淑甫 岡本桂典共著 新潮社）は、当館の前館長と芸芸員が執筆陣に加わっています。

本で知識を豊かにしたら、一級資料を見に出かけましょう。四国を巡回中の国宝弘法大師空海展が、一月二日から来年一月二六日まで高知県立美術館にやってきます。当館にも文明三（一四七二）年の四国八十八ヶ所の銘のある鰐口などが展示されていますので足を延ばしてみてください。今も四国を巡っているという大師に展示室で出逢えるかもしれません。（中村淳子）

ルームから その2 昔、女ありけり

「家系図を見ていると先祖に嫁いだ女性が長宗我部元親の姉妹だったの、その女性の名前が知りたい」と、先日来館者から尋ねられました。

しかし当時の女性は、誰某の女、誰某の室などと史料に登場し、名前がわからないことがほとんどです。案の定その女性の名前はわかりませんでした。名前がわからないことから当時の女性の地位が低かったと、後世の私たちは考えがちです。確かに戦国武将の娘等は、政略結婚もさせられました。

元親の姉妹は本山茂辰、池四郎左衛門、波川玄蕃などに嫁いでいます。そして彼女たちの嫁ぎ先は元親によって容赦なく攻め滅ぼされました。また、元親は家臣の娘を自分の養女として他所の城主に娶すこともしています。

姻戚関係を結ぶため妻として他家へ赴くのが彼女たちの務め。そうして彼女たちはしたたかに懸命に生きていたのでしょうか。とは言え、「暫定的だが家督を継いだ女性もいたし、長宗我部地検帳を紐解けば所領を有した女性もいたことがわかる」とは、中世担当学芸員Aの言。しかし、「それは一部のことで、やはり戦国時代、女性の地位は低かったんじゃないかなあ」とも。ちなみに当館カフェレスト「菜菜」は、司馬遼太郎の小説「夏草の賦」に出てくる元親の妻の名前です。（J）



歴史スポット②
企画コーナー（民俗展示室）

いつの間にやら展示して、いつの間にか片づけているという知られざるスポットなので、こちらでひとつ宣伝しておこうと思ってとりあげました。民具や郷土玩具など、年に2回から5回ほど展示替えをしています。12月末までは「くいしんぼのおもちゃたち」と題し、食にちなんだ郷土玩具を紹介しています。

民俗展示室の奥にありますので、ご来館の折にはお見逃しなきようズズイッとご覧ください。（中村）

カフェレスト 菜菜

平成12年1～3月の催し物

『企画展』

記された歴史のメッセージ — 収蔵品を中心として —

3月17日(金)～5月21日(日)

収蔵品の中からあまり知られていない文字や絵画を記した物を展示します。土器に記された文字や絵画銅剣、絵画土器、紀年銘の入った農具などを紹介します。

文明3(1471)年→
本川村越裏門鱗口(県指定)



← 刻書土器(土佐国府跡)

〈子ども歴史教室〉

☆1月8日(土)

10:00～11:00 民家

土佐民話の家③ 正月の話

市原麟一郎さん(土佐民話の会)による民話紙芝居第3弾です。今回は「お正月さま」「金いろの馬」など正月にちなんだお話です。



電話などで事前にお申し込み下さい。(先着順)
定員30名(親子参加可)

『講座』

3月25日(土) 2:00～4:00

墓標と文字 当館主任学芸員 岡本桂典

仏教考古学を研究する学芸員が、墓標に記された文字から信仰の諸相に迫ります。

葉書で事前にお申し込みください。(先着順)

定員100名 聴講無料



◆ 新刊紹介

企画展図録

道具が語る食の文化

食の道具の数々をカラー写真で紹介。「保存・調理の道具」「食卓の風景」「食品の流通・贈答の道具」「現代の食道具」の4章立てで、食文化の原点を探ります。26頁。500円。(送料240円)

(歴民館日録)

月日	出来事
10・8	企画展「食の文化」開幕
16	講演会「土佐の食事」
18	史跡めぐり「大谷花取り踊り」
23	「食の文化」展示解説
11・6	史跡めぐり「速報展を見る」
13	子ども歴史教室「雑穀飯」
27	子ども歴史教室「民話の家②」
12・5	企画展「食の文化」閉幕

《ひんぽ》

とどうとう歴民にもデジタル化の嵐がやってこようとしています。(岡本)

昔の食の道具の前でなつかしそうにたたずむご夫婦を見かけました。(曾我)

鎌倉在住の濱氏より、長宗我部元親の書状など約30点を購入しました。次回の岡豊風日でその一部を紹介します。(野本)

巻頭に玉稿を賜った蕭先生は、中国北京市のご出身です。また、4頁は当館新館長の新連載「土佐の民具」です。(中村)

岡豊風日(おこうふうじつ) 第34号

平成十一年十二月一日 高知県立歴史民俗資料館

編集・発行 〒783-0044 南国市岡豊町八幡1099-1
TEL 088-8662 2211
FAX 088-8662 2110

開館時間 午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)
休館日 毎週月曜日(祝日及び振替休日にあたる場合は翌日) 12月28日、1月4日、臨時休館あり。

入館料 通常期(常設展)大人(18歳以上)400円
団体(20人以上)320円
高校生以下は無料

療育手帳・身体障害者(1・2級)手帳・障害者手帳所持者とその介護者(1名)、高知市及び高知県長寿手帳所持者は無料
印刷・共和印刷株式会社